女性第二種ネクタイ				別表第三㈠ロの女性ネクタイと同じとする。
外とう	地質			冬服上衣と同じとする。
	製式	襟		剣襟とする。
		肩章（海曹長以下に限る。）		冬服上衣と同じとする。
		前面		別表第三㈠イの第二種外とう（幹部自衛官及び准海尉のもの）と同じとする。
		後面		肩から背の部分を二重とし、胴部中央から下にひだをつける。
		そで		長そでとし、両そでの下部にしま織による黒色飾線をつける。
		その他		ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものとする。
		形状及び寸法は、図のとおりとする。		
女性外とう				外とうと同じとする。ただし、左前とする。
短靴				黒色又は白色の革製とする。形状は、別表第三㈠イの短靴と同じとする。
女性第一種短靴				別表第三㈠イの女性第一種短靴と同じとする。
女性第二種短靴				別表第三㈠イの女性第二種短靴と同じとする。
女性第三種短靴				別表第三㈠イの女性第三種短靴と同じとする。
飾緒				白色及び黄色の丸打ひもを三つ編みにし、両端に金色及び銀色の金属製金具をつける。形状は、図のとおりとする。
腹飾帯				別表第三㈠ロの腹飾帯と同じとする。
帽章	幹部自衛官及び准海尉			別表第三㈠イの正帽の帽章と同じとする。
	海曹長以下			別表第三㈠イの正帽の帽章（海曹長から三等海曹まで）と同じとする。ただし、桜葉は金モール製のものとし、桜つぼみは銀モール製のものとする。
女性帽章	幹部自衛官及び准海尉			別表第三㈠イの正帽の女性帽章と同じとする。
	海曹長以下			別表第三㈠イの正帽の女性帽章と同じとする。ただし、桜葉は金モール製のものとし、桜つぼみは銀モール製のものとする。

女性第二種正帽				別表第三㈠イの正帽と同じとする。
	地質			別表第三㈠イの女性正帽と同じとする。ただし、三等海佐以下の自衛官にあつては、周章の上部にしま織金線をつけ、周章の前面に金モール製の桜花桜葉模様をつける。三等海佐以下の自衛官の周章の形状は、図のとおりとする。
	製式			
ワイシャツ				別表第三㈠イの第二種ワイシャツと同じとする。
女性ワイシャツ				別表第三㈠イの女性第二種ワイシャツと同じとする。
ネクタイ				黒色又は乳白色の絹織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、別表第三㈠イのネクタイと同じとする。
女性第一種ネクタイ				ネクタイと同じとする。
女性第二種ネクタイ				別表第三㈠ロの女性ネクタイと同じとする。
外とう	地質			冬服上衣と同じとする。
	製式	襟		剣襟とする。
		肩章（海曹長以下に限る。）		冬服上衣と同じとする。
		前面		別表第三㈠イの第二種外とう（幹部自衛官及び准海尉のもの）と同じとする。
		後面		肩から背の部分を二重とし、胴部中央から下にひだをつける。
		そで		長そでとし、両そでの下部にしま織による黒色飾線をつける。
		その他		ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものとする。
		形状及び寸法は、図のとおりとする。		
女性外とう				外とうと同じとする。ただし、左前とする。
短靴				黒色又は白色の革製とする。形状は、別表第三㈠イの短靴と同じとする。
女性第一種短靴				別表第三㈠イの女性第一種短靴と同じとする。
女性第二種短靴				別表第三㈠イの女性第二種短靴と同じとする。
女性第三種短靴				別表第三㈠イの女性第三種短靴と同じとする。